

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 8 年 9 月 1 6 日  
一般社団法人京都府農業会議  
会 長 小田 一彦

## 記

### 1 農用地利用集積等促進計画

| 農 用 地 等 の 所 在 地 |        |       |     |         | 設定期間<br>(年) |
|-----------------|--------|-------|-----|---------|-------------|
| 市 町 村           | 地 区    | 大 字   | 小 字 | 地 番     |             |
| 南丹市             | 八木町西田③ | 八木町西田 | 南條  | 4 1 - 5 | 1 0         |
| 南丹市             | 八木町西田④ | 八木町西田 | 南條  | 4 1     | 1 0         |

### 2 意見の提出方法

#### (1) E-mail の場合

E-mail アドレス : [ikenchoushu\(アットマーク\)agr-k.or.jp](mailto:ikenchoushu@agr-k.or.jp)

※迷惑メール防止対策のため（アットマーク）を@に置き換えてください。

#### (2) 郵送の場合

〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町 104 番地の 2 京都府庁西別館  
一般社団法人京都府農業会議 農地中間管理機構

#### (3) FAX の場合

FAX 番号 : 075-441-5742

一般社団法人京都府農業会議 農地中間管理機構

### 3 意見の提出上の注意

- ・提出の意見は、日本語に限る。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記のこと。記入された個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。
- ・電話での意見は受けない。

### 4 意見受付期間

令和 8 年 9 月 1 6 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 4 日（1 週間）  
（郵送の場合も締め切り日必着）